

住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証の料金一覧表

1. 住宅型式性能認定に係る料金

住宅等型式認定の認定等料金（税別）は、以下のとおりとする。なお、既に受けている型式と内容が大きく異なる型式の認定を受けようとする場合は、当該手数料の半額とする。

また、以下に定めるもののほか、財団の理事長が認める場合は、減額又は増額ができるものとする。

性能表示項目	料金	
1. 構造の安定に関すること	①耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	400,000 円
	②耐震等級（構造躯体の損傷防止）	100,000 円
	③耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	100,000 円
	④耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	100,000 円
2. 火災時の安全性に関すること	①感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	100,000 円
	②耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	100,000 円
	③耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	100,000 円
3. 劣化の軽減に関すること	200,000 円	
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	200,000 円	
5. 温熱環境に関すること	300,000 円	
6. 空気環境に関すること	200,000 円	
7. 光・視環境に関すること	200,000 円	
8. 音環境に関すること	200,000 円	
9. 高齢者等への配慮に関すること	200,000 円	
10. 防犯に関すること	200,000 円	

2. 型式住宅部分等製造者の認証又はその更新に係る料金

型式住宅部分等製造者の認証又はその更新の料金は、申請に係る工場1件につき480,000円（税別）に、財団の定める旅費規程に基づく旅費を加算した額とする。なお、次に掲げる場合の認定等料金（税別）は、上記にかかわらず、以下に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- 1) 既に型式住宅部分等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式住宅部分等につき新たに型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合、申請1件につき25,000円とする。
- 2) 既に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係る型式部材等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合申請1件につき25,000円とする。
- 3) 同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合、以下の算定式より求められる金額とする。ただし、以下の算定式中のmは、申請件数とする。
算定式：25,000円×(m-1)+480,000円
- 4) 一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場において認証を受けようとする場合、以下の算定式より求められる金額とする。ただし、以下の算定式中のmは、申請件数とする。
算定式：25,000円×(m-1)+480,000円
- 5) 同時に行われる申請において、一の工場において二以上の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合、以下の算定式より求められる金額とする。ただし、以下の算定式中のmは、申請件数とする。
算定式：390,000円×(m-1)+480,000円

3. その他

施行規則第41条第3項の規定に基づき、住宅型式性能認定書を再交付するときの料金は、10,000円（税別）とする。